

○内閣府令第 号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行に伴い、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令を次のように定める。

平成三十年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第十七条の二 「略」 〔2〕6 略〕</p> <p>7 法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 「一〕六 略」</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定を受けている会社</p> <p>八 「略」 〔8〕15 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第十七条の二 「同上」 〔2〕6 同上〕</p> <p>7 「同上」</p> <p>「一〕六 同上」</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社</p> <p>八 「同上」 〔8〕15 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(長期信用銀行法施行規則の一部改正)

第二条 長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第四条の三 「略」 「2～6 略」</p> <p>7 法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 「一～六 略」</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項又は第二十五条第一項の認定を受けている会社</p> <p>八 「略」 「8～15 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第四条の三 「同上」 「2～6 同上」</p> <p>7 「同上」</p> <p>「一～六 同上」</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社</p> <p>八 「同上」 「8～15 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第三条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第七十条 「略」 〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第五十四条の二十一第一項第二号の二又は第五十四条の二十三第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>〔一〕六 略〕</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項又は第二十五条第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>八 「略」 〔6〕13 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第七十条 「同上」 〔2〕4 同上〕</p> <p>5 「同上」 〔同上〕</p> <p>〔一〕六 同上〕</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社</p> <p>八 「同上」 〔6〕13 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第十條 「略」 〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第四條の二第一項第二号の二又は第四條の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七條の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。 「一〕六 略」</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三條第一項又は第二十五條第一項に規定する認定を受けている会社</p> <p>八 「略」 〔6〕13 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(専門子会社の業務等) 第十條 「同上」 〔2〕4 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>「一〕六 同上」</p> <p>七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四條第一項若しくは第二十六條第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一條第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社</p> <p>八 「同上」 〔6〕13 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(保険業法施行規則の一部改正)

第五条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	<p>(専門子会社の業務等) 第五十六条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項(店頭売買有価証券登録原簿への登録)の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>〔一〕十 略〕</p> <p>十一 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項(事業再編計画の認定)又は第二十五条第一項(特別事業再編計画の認定)の認定を受けている会社</p> <p>十二 「略」</p> <p>〔6〕11 略〕</p>
改 正 前	<p>(専門子会社の業務等) 第五十六条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>〔一〕十 同上〕</p> <p>十一 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十四条第一項(事業再編計画の認定)若しくは第二十六条第一項(特定事業再編計画の認定)の認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項(中小企業承継事業再生計画の認定)の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社</p> <p>十二 「同上」</p> <p>〔6〕11 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

[

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第六条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(投資に関する事項について知識及び経験を有する者) 第二百三十三条の三 令第十七条の十二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、その取得する出資対象事業持分に係る私募又は私募の取扱いの相手方となる時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。 「一〇九 略」 十 認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十六条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。) 「十一・十二 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(投資に関する事項について知識及び経験を有する者) 第二百三十三条の三 「同上」 「一〇九 同上」 十 認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十一条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。) 「十一・十二 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年 月 日）から施行する。